

班長のパワハラがひどいという話もあり、聞いているうちに先の首を絞めた班長と同一人物だったことが分かりましたが、特別危害を加えられていないため会社に注意を促すだけでした。残業問題については清算され、これ以降是正されました。他の実習生は恐怖感から相談に来ることがなかったため、彼ひとりが帰国まで残業をやらせてもらえないなどの差別を受けることになりました。彼が、残業代問題で相談に来た理由の一つに、これからくる後輩たちに同じ思いをさせたくないという気持ちがあったためでした。全員が来てくれていれば彼ひとり苦しむことは無かったと残念な思いを拭い去ることはできません。しかし今回は、その時、相談に来なかった技能実習生も含めて相談に来たため交渉も進めやすい状況になっています。

こうした相談に来る外国人労働者を通じて日本を代表する造船所というイメージからは想像できない現場の実態を聞くことが出来ます。例えば、労働者を束ねる口入屋的な人がおり、労働者として採用するのではなく個人請負として扱われています。当然、社会保険も労災保険も無いという状況です。こうした話をしてくれたブラジル人は寝ずに仕事をし、1か月の給料が70万円あったこともあると話してくれました。当然こうした人たちが技能実習生を支配している構図も見え隠れしています。パワハラ班長は技能実習生達を受け入れている会社とは全く別な会社の社長なのですが、技能実習生を受け入れている会社の下請けなのか、それとも数社の労働者を束ねている存在なのかそのあたりがよく分かりません。技能実習生制度として見ると問題のある形態だと思います。この会社で現在交渉中の問題の一つに年次有給休暇の計画的使用と言うものがあります。これは年次有給休暇の5日を越える部分については労使協定で事前に時季を指定することが出来る制度です。造船所のカレンダーでは6日分がこの計画的使用に該当するものとされていますが、技能実習生を受け入れている下請ではその意味を理解していないのか、無視しているのか分かりませんが、無休の休日として処理しています。年次有給休暇として処理されて賃金が支払われている会社もあると技能実習生達は話しています。労働条件通知書には計画的使用との記載はありませんし、別途カレンダーを渡すとの記載もありません。土曜日、日曜日と祝日は休日と明記されているのにカレンダーには土曜日出勤の日があったり、祝日に出勤の日があったりとチグハグです。ただこの問題は、この造船所に送り込んでいる協同組合傘下の事業所にも共通した問題だと考えられるため100名を超える技能実習生が知らずに同じような損害を被っていると推測しています。

トラブルが起こらなければ問題ないとしても一旦トラブルが発生すれば労働条件通知書に従って考えなければならないはずなのですが、会社にはそのあたりの認識が欠如していえます。この辺りには二つの問題が考えられます。一つは、第一次受入機関の協同組合が造船所の実態を知らないまま画一的な労働条件通知書を作成しているのではないかと考えられることです。造船所にはカレンダーがあり、下請け会社は当然そのカレンダーと会社の就業規則に沿った労働条件通知書を作成しなければいけませんが、会社の話を聞いていると協同組合が勝手に作成しており、カレンダーと労働条件通知書の齟齬には気づいていてもそのまま放置していると思われます。在留資格取得のためだけの存在としてしか受入機関側には理解されていないと思わざるを得ません。ただ、この協同組合はこの造船所構内に事務所をかまえており、造船所と資本的なまた人的な繋がりがあれば造船所のカレンダー等に沿った適正な労働条件通知書の作成また指導を行ってほしいものです。

次に言葉の問題があります。技能実習生達はどうか日常会話はできたとしても少し難しい内容は日本語で説明されても理解できません。分からず何度も質問すると怒られるため、「分かった。」と言ってその場を取り繕います。私たちが日本語の上手なフィリピン人の通訳を通じて時間をかけて話を聞いてやり取りしても肝心なところが通じていないと感じることも少なくありません。会社に通訳はいても必ずしも日本語が上手ではないし、技能実習生が相談しても会社側の肩を持つため不信感を持っている技能実習生が大半といえます。こうした状況を会社が理解していなければ、会社がいくら努力してもお互いの不信感が増すばかりで、トラブルにつながるものが少なくないといえます。

住宅関係の優遇・助成金制度

福岡 宇都宮法律事務所 井澤 わかな

皆さんこんにちは、福岡の井澤です。今回は、消費税率引き上げ方針に伴い駆け込み需要も生じている住宅についての優遇・補助金制度などを調べてみました。

1. **(1) 「住宅ローン控除」の拡充(平成 26 年 4 月～)**・・・10 年間にわたってローン残高の 1 パーセント(最大 20 万円/年、※1 認定住宅は別)を所得税から差し引け、残余が出る場合には住民税からも最大 97500 円差し引けるという制度で、既に多くの方が利用中です。消費税率引き上げに伴い、ローン残高の上限が 2000 万円から 4000 万円に引き上げられます。減税額(最大 40 万円/年)も大きくなりますし、住民税から差し引ける額も引き上げられます(最大 13 万 6500 円)。ただ、納めるべき税金以上に控除されるとか、差額が支給されるということではないので、メリットを享受できる層は限られます(ローン残高もかなり大きく、所得税・住民税も多く納付する人など)。
 - (2) 「すまい給付金」**・・・住宅ローン控除の拡充だけでは、消費税率引き上げによる負担の緩和としては不十分だとして導入予定の制度です。住宅購入者に最大 30 万円(収入 510 万円以下が目安)が給付されるという内容になっています(消費税率が 10%になると収入が 775 万円以下に最大 50 万円)。仮に自分の状況で住宅を購入したらどのぐらい給付されるのか、簡易試算ができるサイトが登場しています(<http://sumai-kyufu.jp/index.html>)。
 - (3) 地方公共団体で導入されているもの**・・・たとえば福岡県は、「ふくおか型長期優良住宅」という制度を設けています。もともと各種優遇措置のある「長期優良住宅」に、耐震性能/バリアフリー性能/フレキシブル性能※2/三世代対応/県産材の使用/防犯性能、のいずれか 1 つ以上の性能をアップさせた住宅について、住宅ローンの「金利引き下げ」や「融資手数料の割引」が受けられるというものです。その他にも福岡市では、リノベーション※3 推進事業補助金、耐震(助成金)/太陽光発電(補助金)/省エネやバリアフリー住宅(固定資産税減額)等の制度などが導入されています。※4
- 広島県内でも、住宅リフォーム補助(坂町、世羅町、三次市、庄原市、廿日市市、安芸高田市、安芸太田町)、高齢者住宅改造費(広島市)、子育て(高齢者・障害者)住宅リフォーム(竹原市、尾道市、大竹市、大崎上島町)などがあります。また、広島市でも、福岡市と同様に、耐震/バリアフリー/省エネの各分野で国の制度を補助する仕組みがあります。
2. 住宅取得者(もしくはリフォーム)に対する各種優遇制度はそれなりに充実してきた感があります。しかし、消費税率引き上げにだけ目を奪われて住宅購入に踏み切ることが必ずしも節税につながるとは限らないという話がありました。これは、実家の相続が残っている場合の「小規模宅地の特例」の利用との兼ね合いからです。被相続人と同居していない相続人が小規模宅地の特例を使う場合、「相続開始前 3 年以内に日本国内にある自己又は自己の配偶者の所有する家屋に居住したことがないこと」という要件があります。平成 27 年 1 月 1 日以降相続税の基礎控除額も下がるので、この特例が使えなければ、相続税を支払う必要性が出てくる(もしくは予定より高額になる)ケースも想定されます。自分にとってのベストな節税はどういう組み合わせなのか、自身のライフプランだけでなく、自分や配偶者の親の相続も念頭においた複眼的な検討が必要といえます。

- ※1 認定住宅の場合は、もともと 3000 万円のローン残高が上限だったのが、5000 万円になります。
- ※2 フレキシブル性能とは、居住者の年齢や身体状況、家族構成の変化等に応じて間取りの変更等がしやすいよう工夫されていることです。同じ住宅を長く利用するには欠かせない性能といえます。

- ※3 リノベーションとは、リフォームの役割である建物の修復に加え、安心・安全や付加価値を追加した「建物の再生」を意味するものとされています。
- ※4 助成金は要件を満たせば受給できる可能性が高いのに対し、補助金は採択件数や金額が予め決まっているものが多く申請しても受けられない可能性があります。

福岡 井澤わかな(URL <http://www.geocities.jp/monzenroom/>)
 (CFP(日本FP協会認定)・福祉住環境コーディネーター2級
 法律事務所事務員(宇都宮法律事務所Tel092-734-0545))

外国人技能実習生は793人



広島県は、県名産のカキの養殖業者の下で働く外国人技能実習生が4月1日現在で793人だったとのアンケート結果をまとめた。県内の全業者の83・1%に当たる261業者が実習生を受け入れ、実習生の大半が最低賃金の時間給で勤務して業界を支えている実態が浮かび上がった。調査は、江田島市で3月に起きた中国人実習生による殺傷事件を受けて初めて実施した。

実習生受け入れ業者数 (広島県調べ、4月1日現在)

	大竹市	廿日市市	江田島市	広島市	安芸郡	呉市	東広島市	竹原市	計
総業者数	20	62	67	65	13	62	20	5	314
受け入れ業者数	20	57	64	43	4	51	17	5	261
実習生数(人)	70	172	195	128	14	155	43	16	793

アンケートは県内全314業者から回答を得た。外国人技能実習制度で実習生を受け入れていた261業者の市町別は、江田島市が64業者と最も多く、廿日市市57業者▽呉市51業者▽広島市43業者一などと続いた。受け入れ人数は1業者平均3人だった。

実習生の出身国は、中国が772人で97・3%を占め、インドネシアが18人、ベトナムが3人。女性を中心にカキの殻をむく「打ち子」が人手不足のため、男女別では女性が457人と、男性の336人を上回った。

給与は「最低賃金で時間給」が94・8%。「最低賃金以上の時間給」は3・9%、「月給や日給」は1・3%だった。歩合制が基本の日本人女性とは異なる給与体系だった。

1日の労働時間は、地域性や規模などを考慮して選んだ19業者に追加で聞き取った。10月から5月の最盛期で平均約10時間で、日本人女性の約9時間と大きな差はなかったという。

住まいは、借上げアパート34・4%▽作業場内の別棟の居住棟31・6%▽作業場と同じ棟30・2%一の順。いずれも業者側が用意し、冷蔵庫や冷暖房などの家電も備える。

県水産課は「今回の調査では、実習生が劣悪な環境で働いているような事実は見えない」と分析。「今後も漁連などと連携し、課題や対策を探りたい」と話す。

一方、広島労働局の2012年の調査では、実習生の労働時間を記録していないカキ養殖業者がいるなど、労務管理のずさんな一面も判明している。実習生を支援する労働組合スクラムユニオン・ひろしま(広島市東区)の土屋信三委員長は「相談に来る実習生の話では、早朝から夜遅くまで働き、仕事が遅いとものしられるなど労働環境はひどい。県は実習生からも調査し実態を把握するべきだ」としている。

【写真説明】カキ打ちをする中国人実習生たち = 3月(画像の一部を修整しています)

(中国新聞 HP 2013.8.31付から)

【追記】カキ養殖業者を支える外国人は技能実習生と日系フィリピン人です。しかし問題を抱えているのは日系フィリピン人だといえます。雇用保険や社会保険は無視され、住民税も普通徴収とされ、国民健康保険も未加入の人が目立ちます。派遣会社が介在している例もあります。こうした状況を行政は知りながら放置しているのが現実です。

ケラメイコス

金重慄先生のぐい呑

時々マスコミでゴミ屋敷の報道を目にします。なにを好き好んで様々なガラクタを集めたり、不要なモノを捨てないのか、と不思議な思いを持ちます。良く考えてみたら私も含めてやきものや骨董品の収集癖を持っている者たちはゴミ屋敷の住人と何ら変わることがないのではないかと考えてしまいます。収集品の中には、それなりに美術品として、骨董品として評価されるものもあるでしょうが、やはり自己満足でしかないのかもしれない。私達の親の世代は戦後の復興に併せてがむしゃらに働き、精神的な飢えから、また成金趣味から美術品を買う人が少なくなく、信じられない値段で売買がされていました。その世代がほぼ死に絶えかけた今、そうしたものを残された家族にとっては当にゴミの山であり、不満の材料でしかありません。買った時の値段の10分の1にもならない値段でしか処分できないのですから、処分するにもしづらい話です。反面、過去の時代を知っている私たちの世代には宝の山が現前にあるとしか考えられず、つつい手が出てしまい、子供たちの齧齧をかっています。さすがに後が無くなってくるとあきらめの方が先に立って手を出さないのですが自分の好きな作家の出来のいいものや過去にあこがれを持っていた作品に対してはむくむくと炎が湧き上がってきます。江戸時代の材木問屋喜左衛門は身代が傾いても一つの井戸茶碗だけは手放さなかったと言います。コレクターとしてはこうした一つのモノを求めて、数限りないガラクタ？を集めているのかもしれない。ガラクタと言えば語弊がありますが、自分の見る眼を養うための肥やしと言った方がいいかもしれません。

いずれにしても関心のない人にとってはガラクタのゴミ屋敷のゴミにすぎないモノでしょう。手に入れてしまうと関心は薄れて押し入れに直行しながらも、いざ処分するとなると後ろ髪をひかれてしまいます。しかし、一念発起してこうしたモノを捨て去った時、どのような思いが心に生じるのでしょうか。空也上人は全てを捨て去ったところに念仏が残ったのでしょうか。組織を維持する気持ちなども捨て去り、今を生きるために念仏だけを大切にしたのかもしれない。

確かに全てを捨て去って世の人のために働く気持ちを持つことは大切なことですが、そこまで徹底することは凡人にとっては絵空事でしかありません。他人のことはさておき、自分の中での様々な欲望を多少なりとも抑える程度でしかなく、つつい新しいものが手元に届いてしまいます。右のぐい呑は備前の金重慄先生のもので、肩ひじ張ったところもなく、茫洋とした感じの作品を造られており、人気のある作家です。このぐい呑は少し大振りでしたが、窯変がある訳でもなし、灰がかかっている訳でもなし、ごく平凡なものであるため安価な値段で手に入ったのかもしれませんが。しかし使っているうちに、また残ったお酒で拭いているうちに灰色の部分が徐々にはっきりとでてきました。使っているうちに変化していくところが楽しみの一つです。ヤフーのオークションを眺めていて感じるのはこれでもかといった感じで造られたものに人気があります。そんなものは毎日使えば飽きてしまうと横目で見ても若いころはそうした人目を引くモノに目が向いていました。いつの間にか買うものが無くなってきたと感じてきたのは、毎日使用しても飽きないモノの中に何かを感じたからかもしれません。



「旨酒を旨しともなく呑むうちにわれ酔いにけりその旨酒に」どこかで見た歌ですが、何事もこうした心境になってくるのかもしれない。

本の紹介

捨ててこそ 空也 梓澤 要 著 新潮社 2,000 円

芥川龍之介の小説羅生門の中に打ち捨てられた死体から髪の毛を抜いている老婆の話があったと思います。天災や飢饉で疲弊した京都では、社会の底辺に生きる人達が死ぬと葬られることもなく打ち捨てられており、そうした屍を集めて茶毘にふしたり、橋や井戸を掘ったりするいくつもの集団がありました。この様子に悲しみを覚えお金を渡して追善供養を望んだ皇族(後の空也)への返答として「それで死者の魂が喜ぶと？どこで習い覚えたかは存じませんが、それはあなた方身分あるお人の理屈にござる。あなた方はこの世の栄華を来世まで持っていこうとなさる。さらに栄華を望まれる。追善供養はそのためにこの世で犯した罪業を消し去るためにござろう。しかしながら、ここの骸どもにとっては、死はむしろ救いでしてな。苦しみから逃れられたのだから、ほっとしておるのですよ。それ以上は望みたくても望めぬ。来世の往生など考えたくても考えられぬのですよ。わしらはせめて、魂がこの世に怨念を残して逝かぬように、そのためにこうしておるのです。それが精いっぱい、いや唯一の供養です。」その集団の長は応えています。死ぬば苦しみから解放されて天国に行かれると歌う黒人霊歌「聖者の行進」よりも救いのない状況です。「眼の前にあっても見えない。見ようとしなければ見えない。わたしは何を見たか。何が見えていたか。何を見ようとしていたか。彼の言うとおりの。わたしは何一つ見ていない。何もわかっていない。」と悟り、全てを捨て去って念仏聖となった空也の物語です。綺麗ごとの文句を並べず、ただ一言「南無阿弥陀仏」を唱えるだけで救われると説き、後に教団を残すこともなく消え去ったぼろ雑巾の生涯を追った物語です。

言葉

ひとたびも南無阿弥陀仏という人の

はちす
運 上ののぼらぬはなし

梵網経は菩薩が仏果にいたる第一の条件を、心を捨てることと説く。だが、捨てようとか、捨てることができたと思ふこと自体が、実は執心なのだ。自我意識にとらわれているのである。

執心を捨て去ってこそ、初めて無心になれる。「捨ててこそ」といったのはそういう意味だ。智慧も、愚痴をも捨て、善悪の境界を捨て、貴賤上下それぞれの価値観や道理も捨てる。地獄を恐れる心を捨て、極楽を願う心も、悟りを望む心をも捨てる。心の一切を捨て切ってこそ、自分自身を捨てたことになる。ちっぽけな自我意識を捨てて、はじめて、真の自分自身を見出だすことができる。

「捨ててこそ 空也」 P 350

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所
フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町 14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成25年 10月 1日 発行